

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H28.4.1~H29.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	204人
人間ドック	82人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福 祉 事 業 内 容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、積立年金事業

互助会会員数 (平成28年4月現在)

事業団体	会員数
市町村職員互助会	181人

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり	補助率
平成28年度決算	2,134千円	11,725円	1/2

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成28年度)

区 分	件数
公務災害	3件
通勤災害	1件

※公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成28年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成28年度)

該当なし

風水害に備えよう!



日本各地で毎年のように、局地的な集中豪雨や台風など風水害により、甚大な被害がもたらされています。風水害から家族の安全と財産を守るためには、日頃から十分に対策を立てておくことが大切です。

風水害対策の基本は情報収集をすることにより、ある程度予測することが可能です。

日頃より天気予報等を確認し、注意が必要なときにはテレビやインターネットなどで最新の情報を収集するようにしましょう。



短時間で急激に状況が変化する場合もあるため、少しでも異常や危険を感じたり、夜間に大雨警報発表等の可能性が高いと予想される場合、または、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、屋外において移動ができなくなる前に状況を確認し、早めの避難行動をとることが必要です。

※被害を受けてしまった場合

り災証明について

り災証明とは、自然災害による住宅・倉庫・車庫・店舗及び事務所等における、被害の程度を証明するもので、地震や台風などの自然災害等により被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続のために町の発行する証明書が必要になる場合があります。こういった場合、町では「り災証明書」を発行しています。

被害を受けた場合は、消防防災課までご連絡いただき、り災申請願提出の手続きに関しては、住民生活課にて行っておりますので、印鑑をご準備いただき窓口までお越しください。

り災申請願受理後、町職員が現地にて被害状況を確認し、り災証明書を発行いたします。

【お問い合わせ先】 美波町 消防防災課 ☎77-3619 美波町 住民生活課 ☎77-3613

